

一般競争入札の執行について

一般競争入札を次のとおり実施するので、隠岐の島町財務規則(平成17年4月15日規則第23号)第83条の規定により公告する。

令和元年10月9日

隠岐の島町長 池田 高世偉

1. 入札に付する事項

- (1)業 務 名 隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設展示物製作業務
- (2)業務場所 隠岐の島町中町目貫の四57番地
- (3)業務概要 施設用途：文化交流施設
平成21年国土交通省告示第15号別添二類型十二類第1類
施設規模：1418.52㎡
業務範囲：展示造作製作、グラフィック及びサイン類の製作、ジオラマ・レプリカの製作、映像・情報装置の製作、製作物の設置、電気照明設備の設置及び調整他
- (4)完成期限 令和3年2月26日

2. 入札参加資格

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2)隠岐の島町測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る指名競争入札参加資格審査要綱(平成20年告示第8号)第5条に規定する名簿に登録された者であること。
- (3)町税及び水道料金等、隠岐の島町に納付すべきものに滞納がないこと。
- (4)消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5)入札に参加しようとする他者との関係が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア)親会社と子会社の関係
 - イ)親会社を同じくする子会社同士の関係
 - ウ)一方の会社の役員が他方の会社の役員又は管財人を現に兼ねている関係
 - エ)アからウまでと同視し得る資本関係または人的関係

- (6) 公告の日から開札日までの間において、本町から隠岐の島町建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱(平成16年告示第51号)に規定する入札参加の停止措置を受けている期間が存在しない者
- (7) 平成15年度以降に完成した、延床面積が概ね500㎡以上のユネスコ世界ジオパーク又は日本ジオパーク関連施設の展示物製作業務の施工実績があること。
- (8) ユネスコ世界ジオパーク又は日本ジオパークに関する展示設計業務を請け負った実績があること。
- (9) ユネスコ世界ジオパークに関する展示物の製作及び展示全体の設計施工業務であるため、『学芸員』を有した者、及び『地球科学分野に関する博士号』を有した者との協力関係を有すること。
また、その者が本業務に携わり適切な指導助言を行うこと。

3. 一般競争入札参加資格審査申請の方法等

(1) 提出書類

- ア) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- イ) 入札に関する委任状(様式第2号)
- ウ) 配置予定技術者調書(様式第3号)
- エ) 業態調書(様式第4号)
- オ) 実績調書(様式第5号)
- カ) 納税証明

(2) 受付場所 隠岐の島町役場 商工観光課

(3) 受付期間 令和元年10月9日(水)～令和元年10月24日(木)

(4) 受付時間 8時30分～17時まで
(但し、隠岐の島町の休日を定める条例(平成16年条例第2号)第1条第1項に規定する町の休日(以下「休日」という。)を除く。)

(5) 提出方法 郵送又は直接持参すること(FAXは認めない。)

4. 参加資格決定通知の方法等

(1) 通知日 令和元年10月28日(月)を予定している。

(2) 方法 メール又はFAXにより通知し、競争参加資格確認通知書は別途交付する

5. 設計図書の閲覧及び配布

設計図書等は公告と同時に次のとおり閲覧又は配布に供する。

(1) 閲覧及び配布期間 令和元年10月9日(水) ～ 令和元年11月14日(木)

(2) 閲覧時間 8時30分～17時まで (但し、休日を除く。)

(3) 閲覧及び配布場所 隠岐の島町役場 商工観光課

(4) 配布方法 申請書等様式及び設計図書等は、電子データで配布します。
CDR又はUSBメモリを持参すること。

6. 現地説明会 実施しない

7. 設計図書等に関する質疑書の受付、回答の時期及び方法

(1) 受付場所 隠岐の島町役場 商工観光課

(2) 受付期間 令和元年10月9日(水)～令和元年10月31日(木)17時まで

(3) 提出方法 持参又はメール

(4) 回答期間 参加資格通知日～令和元年11月6日(水)17時

(5) 回答方法 入札参加者全員に令和元年10月28日(月)以降に随時メールにて回答する。

8. 入札場所及び日時

(1) 入札予定日時 令和元年11月15日(金) 9時00分

(2) 入札予定場所 隠岐の島町役場 2階 第1会議室

但し、日程、場所等は変更することがある。この場合は、直ちに入札参加者全員に通知する。

9. 入札参加資格の喪失

第4項の参加資格決定通知後において、当該通知をされた者が第2項に掲げる資格要件を満たさなくなったとき、又は入札参加資格審査申請に係る書類において虚偽の記載をしたことが判明したときは、本業務の入札に参加することができない。

10. 入札条件等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

(3) 前払金 有(3/10以内)

- | | |
|-----------|---|
| (4)最低制限価格 | 無 |
| (5)調査基準価格 | 無 |

11. 入札方法

- (1)入札執行に先立ち競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- (2)本人又は委任状の交付を受けた代理人が持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (3)入札回数は再度を含め3回とする。
- (4)応札者が1者の場合でも入札は実施する。
- (5)再度入札しても、落札者が決定しない場合は、入札額が最低の者と、地方自治法第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約の協議を行う。
- (6)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てた金額)をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12. 契約締結に関する事項

- (1)本業務に係る業務委託契約は議会の議決を要するものであるので、落札決定の日から7日以内(休日を除く。)に仮契約を締結し、議会の議決を経て本契約とするものとし、その旨別途通知する。
- (2)本業務の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。

13. 支払い条件

- (1)本業務は令和元年度から令和2年度にわたる継続事業であり、それぞれの年度における出来高予定額に対する支払限度額以内の金額で支払いを行う。
- (2)前払金
工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約を締結した場合は、当該年度の金額(年度額)に対し3割以内で前払金を請求できる。
- (3)部分払
当該年度の金額(年度額)以内の額とする。また回数は3回を限度とする。

14. その他

(1)この公告に記載していない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、隠岐の島町財務規則その他関係法令の定めるところによる。

15. 担当課

隠岐の島町役場 商工観光課

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町1番地

電話 08512-2-8575

E-Mail : kankou@town.okinoshima.shimane.jp